

## 全員協議会次第

令和4年11月25日  
全員協議会室10:49～

1. 開 会 (10:49)  
郡司事務局長

2. 挨拶  
小松議長

3. 協議事項  
(1) 意見書の調整について

4. 報告事項  
(1) 議会広報広聴常任委員会  
(2) 議会運営委員会

5. その他

6. 閉 会 (12:04)  
山口副議長

令和4年11月25日(金)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二  
議員 吉村美津子  
議員 桃園典子  
議員 林善美  
議員 落合信夫  
議員 本名洋  
議員 細谷光弘  
議長 小松伸介

議員 鈴木淳  
議員 内藤美佐子  
議員 細田三恵  
議員 菊地浩二  
議員 増田磨美  
議員 井田和宏  
副議長 山口正史

欠席議員

なし

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 郡司道行

事務局記 山田亜矢子

---

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前10時49分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、小松議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 皆様、改めまして、おはようございます。一般質問の後の全員協議会ということで、お忙しい中お集まりいただきまして、大変にありがとうございます。

今日で一般質問が終了いたしまして、皆様大変お疲れさまでございました。いい答弁あったところもなかったところもあったかもしれないですけども、一つでもかなって、いい町になるようにいけばいいなと私も願っております。

本日は、協議事項、意見書の調整について、また報告等あります。皆様の慎重審議をお願い申し上げまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくをお願いいたします。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

---

◎意見書の調整について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（小松伸介君） それでは、3の協議事項に移らせていただきます。

(1)、意見書の調整についてということで、今回1件意見書が提出をされております。この調整を図ってまいりたいと思います。

それでは、学校部活動の地域移行に関する意見書（案）ということで、本名議員より説明のほうをお願いいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ちょっとまだ頭の中のたんすの引き出しは入れ替わっていないのですが、今回学校部活動の地域移行に関する意見書（案）ということで、学校の部活動については、教科の学習と異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場であるということなののですが、しかし、これは教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたということで、教員の長時間労働の原因にもなってきました。また、その指導経験のない教員が部活の顧問になって、非常に苦勞する部分もあつたりします。そのような場合は、生徒にとって望ましい指導を受けられないということにもなってしまいます。

これらのことから、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要ということで、文化庁、スポーツ庁の有識者会議の検討の結果、部活動を学校から地域に移行するという、そのような方針が示されました。ただし、いきなり来年度からやれと言われても、なかなかその体制は整っていません。それが各自治体にもう任されてしまっている現状で、私も前回の一般質問でこの点質問させていただきました。

やはり三芳町においても、ほとんど進んでいないという状況が分かりました。これは、三芳町だけの問題ではなくて、各自自治体いろいろ苦慮している部分です。

それで、その意見書の案の記の部分になりますけれども、1、地域の実情に応じ部活動の地域移行が図られるよう具体的かつ段階的の方策を示すこと。2、当事者である生徒、保護者、教員の声を十分に聴き、移行計画に反映されるよう措置すること。3、移行にあたり、指導者や人材の確保・養成の体制構築及びその財政措置を講じること。4、過大な保護者負担が生じないよう、また国の責任において財政負担を明確にし、経済的に困窮する家庭の生徒が活動機会を失うことのないよう必要な措置を講じることということで、これこの記の部分は、最後、教育長の答弁、非常にいい答弁だったので、それを、その内容を踏まえて、相当取り入れて、この記の部分つくらせてもらいました。

そのような内容で今回提案させていただきましたので、よろしくをお願いします。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、また調整等あればお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

このたびご提案をいただきました学校部活動の地域移行に関する意見書に関しまして、私も地域のほうから同様のお声も、またご心配もいただいておりますので、ご提案に関しては共感するところはたくさんございます。その上で、記の部分のことについて1点だけお伺いをさせていただきます。

たくさん課題があるかとは思いますが、この実施に向けて配慮をしていただく4項目になるのかなと思うのですが、実施後の地域移行された後のことになるかと思うのですが、子供たちが部活動を参加するに当たって、保険に入っているかと思えます。日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けるような、そういうこの補償の体制があるかと思えます。このこともやっぱり部活動を実施するに当たっては、必ずついていくべきものと考えますが、地域移行するに当たって、この保険、補償の体制ということも念頭に置かなければいけないかなと思っているのですが、その辺はどのようにお考えになりますか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

地域移行した後で、事故が起きたらとか、要するにその保険の部分、それも確かに課題の一つになっております。なので、それも加えたいと思います。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

それぞれ全国で取り組まれている様子をちょっと拝見していくと、やはりその補償の体制のことも今まで加入していた振興センターの補償と同等のものをということも付け添えて要望を出しておられるところがありました。やっぱり大事なと、保護者の目線から見たときも、体制が変わったら、いざというときに心配だったのよということのないような、そこも併せ持って提案をされてはどうかと思ったので、その点そのようなことでよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

おっしゃることは全くそのとおりなので、それは5になるかどうか分からないのですけれども、もう一つ項目加えさせていただきます。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 私もちよっと1点だけ確認なのですけれども、3のところに「移行にあたり、指導者や人材の確保・養成の体制構築及びその財政措置」ということでうたわれております。体制構築、大変重要でありますし、財政の部分も大変気になるところなのですが、特にこの教育関係のところ、今日の本名議員の一般質問でも、この交付税措置されると、三芳町としてはとても困ってしまうなど、なかなかその必要経費が入ってこないのかなというふうに思うのですが、今、行われているのはどうも国庫補助で行われているようなので、これは財政措置の中で交付税も国庫補助も含んでおっしゃっているのだろうなと思うのですけれども、我が町としてはやはりしっかりと国庫補助で対応していただきたいというのを何かうまく入れられたらいいかなというふうにはちょっと感じました。いかがですか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

確かにそれは心配な部分でありますので、この財政措置というのは、もう地域移行したときだけではなくて、読んで保護者負担が生じないようにと、それはもうこの先もずっとという話でもありますから、いつときだけいや、国から仮に出たとしても、いつときだけでは困りますし、継続的に交付団体、不交付団体にかかわらず、そこはしっかりと国にお願いしたいと思いますので、その部分も入れられるように考えたいと思います。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

以前に本名議員の一般質問のときに、教育長が県のほうにも要望書を提出されましたというふうに答弁だったかなと思うのですけれども、この中の記の中に1、2、3、4あるのですが、そういう教育長が出された内容のところと整合性がこれはもう全部入っているというところなのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

はい。私のほうももう一度ユーチューブを見て確認した上で、確認というか、書き取った上で、これ意見書をつくりました。県の市町村教育委員会連合会、それから県の都市教育長協議会、県の町村教育長会連名で国、県のほうに出したということですが、意見書にするに当たって、多少というか、文言はもちろん調整したので、全くそのとおり書いたというわけではありませんけれども、そうですね。それと、教育長のおっしゃったことと大体同じようなことを書いてあるのですけれども、先ほど桃園議員から質問ありましたあの事故が起きたらという部分、その部分を入れていませんでしたので、これはやはり当然入れるべきかなというふうに思います。

あとは、大体教育長の答弁に沿った形で、もうそれを意見書にするに当たって、修正を加えた上でこのよ

うに記を書かせていただきました。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようでしたら、以上で学校部活動の地域移行に関する意見書（案）について閉じさせていただきます。

---

#### ◎議会広報広聴常任委員会

○議長（小松伸介君） それでは、協議事項終わりましたので、4の報告事項に移ります。

各委員会からの報告を求めます。

最初に、議会広報広聴常任委員会から求めます。

山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 広報広聴常任委員会からご報告いたします。

まずもって10月に議会報告会、ふれあい座談会、無事に開催できました。皆様のご協力、大変ありがとうございました。その報告会と、ふれあい座談会についての反省点等は、これから広報広聴常任委員会でまとめる予定になっております。また、それまとまった段階で12月に全協あるかどうか分かりませんが、ご報告させていただきたいと思います。

それと、あとは今、2枚ポスターが貼られていると思います。藤久保の拠点施設の意見の募集と、それから議会の開催の、定例会の開催のポスターが貼られていますが、いずれも期限が11月30日になっております。議会を終わってすぐというのはちょっと無理なのかなという部分もあるのですが、遅くとも12月1日にはちょっと期限がありますので、間違いなく剥がしていただきたいと思います。

それと、あと12月21日に今年3回目のモニター会議を開催する予定になっておりまして、今まで出されたように意見、モニターさんからの意見も取り入れた部分もありますが、それ以外ちょっと積み残しもありますので、その辺も含めてモニターさんのご意見を伺いたいと思いますので、開催いたします。また、結果に関してはご報告させていただきます。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの報告に対しまして、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、議会広報広聴常任委員会からの報告を閉じさせていただきます。

---

#### ◎議会運営委員会

○議長（小松伸介君） 続きまして、(2)、議会運営委員会からの報告を求めます。

菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 議会運営委員会より報告を申し上げます。

内容といたしましては、三芳町議会の個人情報の保護に関する条例について、その経緯と条例素案の説明をしたいと思います。

まず、moreNOTEのほうに資料が載っております。04から始まる資料なので、後ほど確認、後ほどというか、確認していただきたいと思います。

その中で、05—06が動画の説明になっています。全国町村議会議長会のほうから動画が送られてきたというか、URLが送られてきましたので、もし今回これから説明するのですけれども、その説明で分からなければ、あと関心がある方は、この動画を御覧いただきたいと思います。

それでは、説明に入っていきますので、画面共有しますので、もし自分で使う方は共有を外していただきたいと思います。

最初に、ちょっと最後のほうから、これが10ページの情報公開制度と個人情報保護制度の違いということで、まずここから説明に入っていきたいと思います。ちょっと似ているところがありますので、混同されている方もいらっしゃるかと思います。こちらなのですが、まず情報公開制度につきましては、今回改正等が一切ございませんので、現行のままであります。個人情報保護制度について、今回法改正があって、令和5年4月から施行される予定であります。

まず、その情報公開制度と個人情報保護制度の違いなのですが、開示請求するものが情報公開制度の場合は公文書ということになります。個人情報保護制度の場合には、個人情報のところの開示ということになります。請求者に関しましては、情報公開制度は誰でもその公文書の開示請求ができることになります。一方で、個人情報保護制度に基づく開示請求というのは、欲しい個人情報の本人もしくは法定代理人、例えばお子さんの情報を取るときに保護者、親が取れるということになりますので、個人情報保護制度での開示請求は必ず本人がするという事なので、本人の同意等はそもそも必要ないということでご理解をいただきたいと思います。

開示内容につきましては、情報公開制度に基づいた開示の場合は、個人情報の部分は全て非開示となります。原則非開示ということになります。その本人が開示した請求者の個人情報が載っていたとしても、その本人の部分であっても非開示ということになります。個人情報保護制度の場合ですと、請求者本人の部分が開示されるということになりますので、そのほかの部分は非開示になりますということをよくご理解をいただきたいと思います。情報公開制度と個人情報保護制度の場合は、開示というところでは似ているのですけれども、内容としては全く違うということのご理解をいただきたいと思います。こちらはよろしいですか。

それでは、順次説明に入っていきたいと思います。まず、こちら、図のほうから、図を御覧になりながらのほうよろしいかと思います。使う資料といたしましては、01、新個人情報保護、今、画面共有しているのですけれども、04—01の資料でまず順次説明していきたいと思います。まず、こちらが4ページの図のところ、現行、下のほうを御覧いただきたいと思います。資料としましては、今これからご説明しますので、現在の個人情報保護制度というのは、個人情報を取り扱う主体ごとに異なっています。国の行政機関ですと、行政機関個人情報保護法というものが法律としてあります。独立行政法人の場合ですと、独立行政法人等個人情報保護法が適用される法律ということになります。これを所管するのが総務省です。民間事業者を対象

としたものは個人情報保護法、よく言われるものであるかと思えます。これを所管するのが個人情報保護委員会というこの3つの法律がまずあります。それと合わせて、地方公共団体、三芳町を含む地方公共団体、およそ千七百四十幾つあるかと思えます。それぞれにおいて個人情報保護条例が定められているということになります。これをいわゆる「2000個問題」とかと言うらしいのですけれども、まず三芳町の場合ですと、三芳町議会個人情報保護条例施行規程を定めて、三芳町個人情報保護条例の施行に関して、三芳町議会における個人情報の保護について必要な事項を定めるということになっています。各地方公共団体、地方議会でもこうして定めているということで、内容に相違があるということになります。

近年なのですけれども、情報化の進展ですとか、個人情報の有用性、必要性、この高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化しております。現行法制度の縦割りのそれに起因する規制の不均衡ですとか、不整合、これは法の所管が分かれていることによって、解釈上の不均衡とか、不整合があるということも含まれますけれども、それらがデータ利活用の支障となる事例が各所で顕在化しつつあるということでもあります。このため、このような不均衡、不整合を可能な限り是正することが求められてきました。

そこで、見直しの概要となるのですけれども、この不均衡を是正するために見直しがされました。令和3年5月に公布されました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」によりまして、個人情報保護法が改正されました。3つの法律が個人情報保護法に統合されました。そして、大学・病院等を含む民間事業者、国の行政機関、地方公共団体の機関、これは後で詳しく説明に入るかと思えますが、公共団体の機関の中で議会は除くということになります。そういった中で、個人情報の取扱いに関する共通ルールというのが設定をされました。今まで幾つもあったところが、統合後、個人情報保護法が1つになって、これを所管するのは全て個人情報保護委員会ということになります。これの対象が民間、国の行政機関、地方公共団体ということで、1つのルールで日本全体をまとめましょうということでもあります。

先ほど議会は除くということなのですけれども、議会につきましては、現行の行政機関の個人情報に関する法律の中で、国のほうでは行政機関を対象としているのですが、国会や裁判所がその対象となっていないということで、地方議会も対象とはしないほうが整合性が取れるということで、議会が除かれることになりました。それが国との整合性、国の国会との整合性を取るために、地方議会を除いたのですけれども、では地方議会はなくていいのかということなので、それはそういうわけにいかないだろうということで、議会においても条例をつくる。最初はつくったほうがいいという話だったのですが、だんだんつくらなければいけないということになりまして、国のほう、国というか、上のほうで条例、イメージと書いてありますけれども、条例、素案をつくって提示をしてきました。

そこで、条例をつくるに当たってなのですけれども、新個人情報保護法と地方議会の適用関係ということで考えてまずいかなければいけないのですが、このまず議会は除くということでの法的な根拠なのですけれども、新個人情報保護法第2条第11項第2号です。この法律において「行政機関等」とは次に掲げる機関をいうという中で、「地方公共団体の機関（議を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）。」ということは、基本的には議会は除くのですけれども、一方で、第2章、第3章及び第69条第2項第3号の中では、機関に入るということで、この法の適用も受けるということ、若干分りにくいところが生まれてきています。それがそのただしということになってくるのですけれども、この第2章、第3章のところへ第5条、第12条、第69条でこのような形で書かれていますので、これは後で御覧いただきたい

と思います。

法改正に伴う影響といたしまして、改正後、新しい個人情報保護法では、原則として、原則としてというのは、適用される部分とされない部分があるということなので、適用除外となっていますけれども、「国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する」。これは、第5条なので、こういったことで町の議会でも個人情報の保護に関する条例が必要になってくるということです。これが新しい個人情報保護法が令和5年4月1日から適用されることとなりますので、その前に議会でも条例を策定して、4月1日から運用できるようにしておきなさいということになります。3月定例会での発議を目指して今進めてきたところであります。これが一応3月定例会が最終ラインとしてお考えいただいて、もしかしたらもうちょっと前倒しになるかもしれないけれども、そうならないかもしれないということで、基本的に執行部のほうでも条例改正というか、条例廃止等が出てきますので、それに合わせて一緒にやろうということで進めてまいりました。

この三芳町議会のその素案なのですが、新個人情報保護法が第1章から第8章、そして附則で成り立っている中で、第5章の部分、右側の第5章の部分、これポインターがあるのだな。行政機関等の義務等というところで、この第5章の部分抜き出したものが三芳町議会のほうの個人情報保護に関する条例の骨格となります。第1節が第1章になって、それから第6章まで、それと附則ということで条例の素案づくりということになりました。

これでできた素案がこれです。04—03、三芳町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年11月11日版）ということで、こちらのほうからまず内容の説明に入っていきますが、内容の説明に入る前に、今までなぜこの条例をつくらなければいけなくなったのかということについての分からないところとか、ご意見等があれば、まずそこで受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） はい、分かりました。

では、ただいま今までの説明の中で何かご質問等あればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 大丈夫ですか。

○議長（小松伸介君） では、細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

例えばどういった三芳議会の中で持っている情報というところの結果をお聞きしてもいいですか。

○議長（小松伸介君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） その中身については、これからご説明します。

今、お受けしたいのは、なぜつくらなければいけなくなったのかというところで。

○議員（細田三恵君） 経緯ですね。

○議会運営委員長（菊地浩二君） あと、個人情報保護と情報公開制度の違いというのは、皆さんちゃんご理解いただけましたでしょうか。大丈夫ですか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 大丈夫だそうです。

はい。

○議会運営委員長（菊地浩二君） では、続いてその条例の素案について説明をしていきたいと思います。まず、30ページまでありますので、全部を説明すると午前中終わらないので、かいつまんで説明していきたいと思います。

2ページの下の方です。第2条第4項第1号を御覧ください。先ほど質問があったところなのですが、この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員が職務上作成し、3ページのほうに入っていますけれども、作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいいます。ここで、議会という名称と議長という名称が出てきますので、それも間違えないようにしていただきたいと思います。あくまで議会が保有しているもの、情報なのですが、議会の事務局の職員が取得、作成したものであるということで、具体的に言うと、各議員が持っている個人情報については、この条例の適用外、対象外となります。議員個人が例えば政治団体とか持っていたとして、その名簿等については、この条例の対象外となります。その理由としては、議員の持つ個人情報をそこまで規定すると、あまりに広範囲になり過ぎる。線引きができないということで、適用除外となっているようであります。この事務局職員なのですが、現在の事務局職員もそうですし、辞めた後でもこの条例のその対象というのは対象になってきます。

続いてですが、それが6ページです。6ページの第10条、従事者の義務というところで、これが事務局職員、現在の事務局職員、旧職員ということになるのですが、この第10条でそれが適用、規定をされています。個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者がこの業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないということになります。あくまでも事務局職員なので、議員は入らないということになりますので、その点も間違えないようにしていただきたいと思います。

続いて、19ページの第26条、開示決定等の期限の特例ということで、こちらに関しては議会の特性があるのですが、基本的には開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等をするようになりますけれども、何かしらがあつた場合にはそれを除くということで、第26条第2項、前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しないとあります。これは、どういうことかということ、議会の改選期、選挙の時期ということになって、議長、副議長が決まっていないときや、あと解散したときということがほかのところとの違いになります。

続いて、21ページ、第30条です。開示請求の手数料となります。こちら開示請求に係る手数料は、無料となります。ただし、文書なんかで開示するときには、そのコピー代といった費用などはかかるということになります。これは、執行部と合わせて無料としております。今、ここで議長に対する開示請求ということで、議会に対する開示請求ではないということにもご留意をしていただきたいと思います。

次、27ページ、第45条、審査請求です。開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときというのが、これも議長が三芳町が持っている三芳町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとあります。

それと、第50条なのですが、50条に関しては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、三芳町情報公開・個人情報保護条例に基づい

て、三芳町情報公開・個人情報保護審議会に、こちらは諮問することができるということになっています。

この2つ、諮問しなければならないというのと、諮問することができるということと、その諮問先が審査会、審議会等があるのですけれども、まずこちらのほうで今、三芳町が持っているその審査会、審議会なのですけれども、議長がそのまま諮問することができるのかどうかというところで課題になりました。こちらにつきましては、そもそもその審議会、審査会につきましては、実施機関としては議会が入っているのですけれども、議長という名前は入っていないです。実施機関、議会並びに町長、教育委員会ということで入っているのですけれども、議長ができるように今後執行部との調整というのがされるようになります。

最後なのですけれども、29ページです。第6章、罰則になります。こちらは、罰則を伴う条例ということで、これも議員ではなく、あくまでも議会事務局職員が何か不正をしたとき、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されたファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するということと、次、第54条で、職員がその業務で知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するということになります。

第55条でも、次です。図画、電磁的記録、ファイル等を収集したときは、こちらも1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するということで、罰則規定があります。こちらについて罰則規定を設けるということで、検察庁との協議が必要になっています。こちらの今、検察庁の協議を進めていますので、こちらの間もなくというか、次の議会運営委員会で方向が示されるというふうに理解していただきたいと思います。こちらは、法律の中の上限ということでご認識いただきたいと思います。

この条例が令和5年4月1日から施行するということと、あと必要な規定等につきましては、今後議長がつくるということになっています。なっていますというか、なるのですけれども、そちらの規定のほうも案が来ておりますので、その案で三芳町に合わせた形をつくっていくということになります。

こちらの条例のその中身なのですけれども、ほぼ上から来たものの丸のみです。最初は、地域の特性に生かして、少しだったら変えてもいいよみたいな話があったのですけれども、実際はほぼ丸のみしないと通らないということと、もし変えたときには個人情報保護委員会のほうに報告をしてくれとか、いろいろありましたので、ここはもう何も考えずに、このまま丸のみをして、そのまま法との整合性というか、全て合った形で条例をつくっていくということで、この素案ができています。次の委員会で素案が案ということで固めていきますので、今後上程してまいりますので、そのご認識でお願いしたいと思います。

取りあえず報告と説明は以上になります。

○議長（小松伸介君） 大変ありがとうございました。

では、ただいまの説明に対しまして、何かご質問等ございますでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

まず、議会として関係するのは、請願署名、それから傍聴に今来ていただいていますけれども、傍聴署名、そういったところがこの情報公開の対象になると思います。それで、私も議運のほうで述べてきたのですけれども、最初、今の条例というのは各市町村がつくっていて、先ほども説明がありましたけれども、本人の同意が必要だし、本人がそれを……

〔「同意は要らないんだって」と呼ぶ者あり〕

○議員（吉村美津子君） 公開を見ることは、それは今までそう言って制限されていたのですよね。それが今回のこの新個人情報保護条例の中は、先ほど説明がありましたように、上から来たもののそのものになっているのですけれども、今までの個人情報保護条例の中では、この匿名加工情報とか、それから仮名加工情報とか、そういったものという文言は全くなかったのです。あくまでも第三者に提供してはいけないし、本人の同意の下であるし、やっぱりそういった本人の保護をするということで、本当にすばらしい条例だったので、今回の条例というのは、その先ほど言った匿名加工情報、本人の名前ではなくて、違う仮の名前にして、本人が分からないようにするということなのですから、しかし、いろんな情報が入ってくると、やっぱり特定されてしまう。生年月日とか、それから住所とか、その人は子供支援を受けているかどうかとか……

○議長（小松伸介君） 吉村議員、簡潔をお願いします。

○議員（吉村美津子君） いろいろなものがその情報が入るわけですから、やっぱり特定されてしまう可能性が強いわけです。今までは本人の保護をされていた条例が、今度は第三者機関に行ってしまう、本人の同意要らないのですから。ですから、その第三者に行ってしまうそのおそれがすごく強いのが新しく入ってきた匿名加工情報と仮名加工情報なので、この2つというのはとても危険なので、この条例から外していく、それがすごく求められていくと思いますので、私はこの議会から出す条例については、この2つは外していく、そういった条例にすべきだとすごく思いますので、次のときにそういった話も議運でやるということなのですから、私はそれはとても今、危険なことなので、ここはこの条例、議会の条例としては当然削除していくべきだというふうに思います。

○議長（小松伸介君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 本当に残念な質問だなと思います。全然理解されていないということです。

まず、今、再三、昨日もそうですけれども、匿名加工情報、仮名加工情報とかとありましたけれども、こちらにつきまして、全く理解されていない質問だなというのが、こういった情報は外部に出ることがないです。匿名で加工した情報をそのまま開示することはないというのを全く理解されていないのかなと思います。あくまでも情報公開制度に基づいて請求した場合には、開示される個人情報ほ全て非開示です。

それと、個人情報保護制度に基づいて開示請求したものについて、本人しか請求ができないものですので、本人の名前が書いてあることは不都合はないはずで、なので、全然危険でも何でもありません。必要だから本人が請求をした、開示請求をしたということになりますので、匿名で加工した情報というのは、行政内部文書で必要なものは匿名加工するもの、あと要配慮というものもあるのですけれども、そういったことも含めて、今までの法律、条例等よりもそういったことに格段に配慮している条文であるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 先ほどから情報公開条例と個人情報保護条例のことを説明していますが、その区別を言っているのではないのです。個人情報保護条例が今まである。それから、新しい新個人情報保護条例はつくっていく。それで、その違いを言っているのです。今までの個人情報保護条例でしたら、

今、菊地委員が言われたとおり、そのとおりですよ、本人の同意でもって本人が求めていくものですよね。ですけれども、新個人情報保護条例は全く違うことになっている。その多くの違いは、先ほどから何回も言っているように、仮名加工情報と匿名加工情報が入ってくる。今までこういう文言ありませんでした。それを政府のほうの国のそのままですよ。そのままを入れてきているわけですよ。ここが危険だということですよ。その第三者には提供されないと言うけれども、そういった本人の同意もなくしてやっていくわけですから、第三者に提供されてしまうおそれがあるから、ですからこれは問題だと言っている。おっしゃるように、本人の同意がなければできないと言うのだったら、今までどおりの条例でいいわけですよ。

○議長（小松伸介君） ちょっと待っていただいて。

菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） まず、これもご理解いただいているのが議会運営委員会の委員だということが非常に残念であります。今、三芳町の中で個人情報保護条例があります。こちらが全部統一をする。国のほうで統一をするということなので、三芳町の条例は必要なくなります。なので、新個人情報保護条例というのはないです。あくまでも町執行部に関しては、新しい個人情報保護法が適用されるということになります。今、つくっているのが議会の個人情報の保護に関する条例ということで、新しいと言えば全く新しくなるのですけれども、こちらについてのまず理解がないかなということと、本人の同意というのは、本人が開示請求をしているのだから、本人が同意しているのは当たり前という前提で進んでおります。

それと、ちょっと暫時休憩してもらっていいですか。

○議長（小松伸介君） 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 41 分)

---

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

(午前 11 時 59 分)

---

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

大変に基本的なことで恐縮なのですが、この個人情報に該当する、議会の場合は、当然今現在議員である自分と、こうイメージするのですが、その範囲、職員の方が過去の職員という表記があったので、議員も議員でなくなっても、そういう該当するのかどうかと、その該当する幅というのですか、そこがちょっと疑問でした。

○議長（小松伸介君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） まず、対象になるのは、議会事務局職員が集めたものとか、知ったものであって、議員に関するもの、議員に関するものは全て対象外です。全て対象外になります。議会の場合のその個人情報の対象となりそうなものというのは、例えば今回ふれあい座談会をやりましたけれども、その際に名前とか書いてもらった、そういった名簿とかは対象になりそうだなと思います。あと、傍聴に来た人というのは対象になると思います。それが個人情報として保管されて、議会事務局職員が業者から「誰が来

たの」とかと言ったとき、「何月何日この人来ましたよ」とかと言うと、処罰の対象になるということで、それが例えば第三者が開示請求した場合には、全部黒塗りで提出をすると、開示するということになります。なので、あくまで議員が持っている個人情報全ては対象外です。ただ、ここで一番最初にも言いましたけれども、議員と議会の違いというのをよくご理解いただいたほうがいいと思います。傍聴に来た人とかというのは、事務局職員が持っていますけれども、議会のほうで持っている情報ということです。議員が持っている誰々、いつ誰々と話をしましたとか、そういったことに関しては全て対象外なので、そもそも開示請求の対象にもならないということです。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

井田議員。

○議員（井田和宏君） 今の説明ですと、議会が持っている情報を漏らす。職員が対象だというお話だったのですが、議員も知り得ますよね、その情報というのは。例えば今おっしゃったそのふれあい座談会に誰が来たとか、名簿とか、あとは議会傍聴についてもそれは知り得ますので、その知り得た情報をもし議員個人が漏らした場合は対象、それは違うのか。

○議長（小松伸介君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） あくまでも対象は議会事務局職員なので、これは議員が誰かに漏らした場合には個人情報保護条例の処罰の対象にならないです。ただ、別のところで倫理的にどうだと問われれば、それは問われると思います。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

よろしいですか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

これは、この現状まだ案ですけれども、パブコメやる予定はいかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） これに関しましてパブコメを実施するかしないかということで協議をいたしました。この内容からして、住民に大きく関わる問題ではないということが大きな理由の一つなのですが、それとあともう一つは、そのパブコメに関する規定が、そもそも議会には該当しないということもあるので、そっちが先です。というのがあったので、ただ、自発的にするかしないかを考えたときに、あくまで影響が大きいのは事務局職員なのですけれども、ただ、そちらについては今までの個人情報保護条例もありましたので、特に大きく変わることはないということで、パブコメの実施はしないということで決定をいたしました。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、以上で議会運営委員会からの報告を閉じさせていただきます。

◎その他

○議長（小松伸介君） 5のその他に移りますが、皆様から何かございますでしょうか。  
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 自分からはないので、事務局は大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようでしたら、以上で本日の全員協議会を閉じさせていただきます。  
マイクを事務局にお返しいたします。

---

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては、山口副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（山口正史君） 午前中の定例会本会議に引き続き全員協議会、大変ご苦勞さまでした。

情報によると12月から急に寒くなるということもありますし、また13日からの選挙で大変お忙しくなる方もいらっしゃると思います。コロナもちょっと増えてきているようなので、これからの議員活動、十分に気をつけてしていただきたいと思います。

本日は大変ご苦勞さまでした。

（午後 零時04分）